○厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第二号

独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十五条第二項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月二十七日

厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令（平成十五年厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（主務大臣） **第六条**　独立行政法人水資源機構法施行令（以下この条において「機構法施行令」という。）第五十五条第二項で定める主務大臣は、次の表の上欄に掲げる業務及び同表の中欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。	（主務大臣） **第六条**　独立行政法人水資源機構法施行令（以下この条において「機構法施行令」という。）第五十五条第二項で定める主務大臣は、次の表の上欄に掲げる業務及び同表の中欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。
（略）　（略）　（略） 木曽川右岸緊急改築事業　（略）　（略） 愛知用水三好支線水路緊急対策事業　愛知用水三好支線水路緊急対策事業の対象である施設　農林水産大臣 （略）　（略）　（略）	（略）　（略）　（略） 木曽川右岸緊急改築事業　（略）　（略） （新設）　（新設）　（新設） （略）　（略）　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十四条及び第四十五条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月二十七日　　国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（車体） **第六十一条の二**　原動機付自転車（二輪のもの及び付随車を除く。）の車体は、次の基準に適合するものでなければならない。	（新設）
一　車体は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、原動機付自転車の周囲にある他の交通からの視認性を向上させるものとして、強度、構造等に関し告示で定める基準に適合するものであること。 二　車体の外形その他原動機付自転車の形状は、回転部分が突出していないこと等他の交通の安全を妨げるおそれがないものとして、告示で定める基準に適合するものであること。 （ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置） **第六十一条の三**　（略）	（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置） **第六十一条の二**　（略）